

円滑な撤退支援

- 業況が悪化した中小企業や後継者不在の中小企業に対しては、まずは経営改善や事業再生、事業承継に向けて支援をしていくが、なお先行きの見通しが立たずに経営者自らが廃業を望む場合には、その円滑な実施を支援することも重要。
- こうした考えの下、経営者が自主的に廃業を決断する場合に必要な資金（買掛金決済、原状復帰等のつなぎ資金）の調達が行えるよう、自主廃業支援保証を創設する。

自主廃業支援保証

対象者	以下をすべて満たす中小企業者 ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの
保証限度額	最大3000万円
保証割合	80%保証
保証料率 (保険料率)	0.45%～1.90% (0.25～1.69%)
保証期間	1年以内（かつ、終期は解散予定日より前）とする
てん補率	80% ※ただし、普通保険の場合70%
保証人	原則、第三者保証人は非徴求
その他	・保証申込時に廃業計画書及び確認書を提出 ・金融機関は、中小企業者から1か月ごとに廃業計画の進捗報告を受ける必要あり